平成28年6月14日

株　主　各　位

埼玉県川越市脇田本町１番地５
株　式　会　社　ヤ　オ　コ　ー
代表取締役社長　　川野澄人

「第59回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の一部訂正について

平成28年６月６日に当社ウェブサイトに掲載いたしました「第59回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正いたします。

記

１．訂正箇所

９ページ　**５　税効果会計に関する注記**

（２）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

なお、訂正箇所には下線を付しております。

２．訂正内容

（訂正前）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は202百万円減少し、法人税等調整額が205百万円増加しております。

（訂正後）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.1%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は167百万円減少し、法人税等調整額が170百万円増加しております。

以上